

## 平成20年度 地域包括支援センター事業実施状況（4月～2月）

事業	実施	備考
新予防給付マネジメント		
指定介護予防支援事業		
要支援者との契約件数	430件	包括支援センター（154件）、委託（276件）
プラン件数（1月末）	11,403件	包括支援センター（5,868件）、委託（5,535件）
介護予防ケアマネジメント		
特定高齢者施策事業		
特定高齢者把握事業	457人	特定高齢者：123人
特定高齢者通所介護予防事業	48人	運動機能向上（内 スポーツジム9人）
一般高齢者施策事業		
介護予防教室	14回	出席者：321人
サロン講師派遣	7回	地域介護予防活動支援事業
介護予防講演会	2回	10/29（三好春樹「認知症なるほど納得介護」450人、申込532人、文セン大ホール） 2/24（笑いサミット、450人、文セン中ホール）
介護実技研修	1回	10/30（三好春樹「新しい介護実技入門」、申込161人） ウイメンズ
介護保険（介護予防）パンフレット	1,050冊	「元気高齢者のための健康長寿ガイドブック」（50冊）、 「はつらつ介護予防」（500冊）、 「いつまでも元気で長生きを」（500冊）
総合相談支援事業、権利擁護事業		
総合相談支援事業		
地域包括支援センター相談受け	354件	
ランチ相談受け	3,259件	
ランチ実態把握調査	1,255件	
※継続支援ケース	216件	
成年後見制度に関するパンフレット	5,000部	「自分らしく生きる」～活用しよう成年後見制度～
認知症に関するパンフレット	5,000部	「わたしはわたしとして生きていきたい」 ～みんなで支えよう 認知症～
権利擁護事業		
高齢者虐待相談件数	11件	
措置入所へつないだ事例	2件	きぼうの苑（T）、おくらの里（S）
成年後見制度に関する相談事例	20件	
包括的継続的ケアマネジメント		
地域ケアネットワーク	57回	別子山校区（11回含む）
介護支援専門員研修会	3回	7/11メディカ 石崎「高齢者と薬」（117人）、 11/26居宅部会研修 山本「事業所指導」（約70人） 2/12和田行男「認知症の人と家族を支援するために私たちが ができること」（600人）
介護支援専門員連絡協議会	1回	7/11総会（出席131人）
ランチ連絡会	11回	毎月1回開催、事業実施状況の報告、情報交換等
ランチとの学習会	11回	個人情報取扱、警察との連携、多重債務、配食調査、遺言（公証制度）、認知症デイケア
その他事業		
家族介護教室	40回	出席者：762人
介護相談員派遣事業	延べ296人	グループホーム：15、老健：3、特養：7

## 平成 21 年度事業計画

- 1 新予防給付マネジメント  
要支援 1・2 の軽度の要介護者を対象に、状態の改善・悪化防止を図る。
  
- 3 介護予防ケアマネジメント
  - (1) 特定高齢者施策事業  
65 歳以上の虚弱高齢者を対象に、状態の維持改善を目的に、運動向上・栄養改善・口腔機能向上の 3 プログラムの通所型介護予防事業と看護師の家庭訪問による訪問型介護予防事業を実施する。
  - (2) 一般高齢者施策事業
 

ア 介護予防教室	年 16 回
イ ふれあい・いきいきサロン等への講師派遣	年 36 回（各小学校区 2 回開催予定）
ウ 介護予防ボランティア養成講座	年 3 回
  
- 4 総合相談事業  
介護に対する相談や健康・福祉・医療に関することなど様々な相談に応じ、問題に応じて適切なサービスや機関・制度の利用につなげる。
  - (1) サービス未利用者の調査  
要介護認定を受けているにもかかわらず、介護保険サービス利用につなげていない介護度の高い高齢者、また、支援が必要であるにも関わらず、サービスや制度に結びついていない高齢者を見出し、適切なサービスや制度につなぐ。
  - (2) 高齢者実態把握調査  
地域から孤立している介護・支援が必要な高齢者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげる。（ランチが実施）
  
- 5 権利擁護事業  
高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などを行う。また、パンフレットを作成し啓発を図る。
  
- 6 包括的・継続的ケアマネジメント  
高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を続けられるようケアマネジャーに対する支援・指導を行うとともに、関係機関とのネットワークをつくる。
  - (1) 地域ケアネットワーク推進協議会 各小学校区 3～4 回開催
  - (2) 介護支援専門員連絡協議会・研修会 年 2 回程度開催
  - (3) ランチ連絡会・学習会 原則毎月 1 回開催
  
- 7 その他の事業
  - (1) 家族介護教室 年 48 回
  - (2) 介護相談員派遣事業 特別養護老人ホーム、グループホーム等へ派遣
  - (3) 笑いの介護予防促進事業 笑いの健康効果評価のための講座（14 回）、第 3 回笑いサミット開催
  - (4) 市域包括支援センターの広報 市政だよりによる広報（毎月情報発信）
  - (5) 認知症に関する啓発事業 認知症キャラバンメイト養成研修、認知症サポーター養成講座

## 平成21年度 新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書

歳 入			歳 出		
科 目	内 容	金額 (千円)	科 目	内 容	金額 (千円)
国庫支出金	地域支援事業交付金	41,133	新予防給付マネジメント事業費	非常勤・臨時職員人件費(7名)、委託職員人件費(5名)、システムリース料、介護予防ケアプラン作成委託料、介護予防パンフレット作成費	71,006
県支出金	地域支援事業交付金	20,564	介護予防一般高齢者施策事業費	介護予防ボランティア養成研修費、介護予防啓発パンフレット等作成費、介護予防教室開催委託費	1,727
諸収入	予防プラン作成料	64,062	地域包括支援センター管理事業費	正規職員人件費(6名)、非常勤職員人件費(7名)、協力機関業務委託料(8か所)、事務費	87,979
支払基金交付金	地域支援事業交付金	5,682	介護予防特定高齢者施策事業費	非常勤職員人件費(1名)、車両管理費(2台)、通所介護予防事業委託費(150人分)、生活機能評価委託費	17,215
保険料	第1号被保険者保険料	22,002	総合相談権利擁護事業費	事務費、研修費、権利擁護啓発パンフレット作成費	319
一般財源	一般財源	27,508	包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	ケアマネジメント指導研修費	299
長寿社会づくり事業費交付金	長寿社会づくり事業費交付金	800	家族介護教室事業費	家族介護教室委託費(6回/年×8か所)	1,440
			介護相談員派遣事業費	介護相談員活動報償費、研修費	966
			笑いの介護予防促進事業費	笑いの健康効果評価業務委託費	800
合 計		181,751	合 計		181,751

## 平成 21 年度 事業スケジュール

作業項目	平成 21 年度 事業スケジュール												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ランチ関係	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	連絡会 学習会	
	地域ケアネットワーク推進協議会（各小学校区単位）												
地域包括支援センター運営協議会			第 1 回 △										第 2 回 △
介護相談員	交流会		交流会		交流会		交流会		交流会		交流会		
	特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等への派遣												
介護支援専門員連絡協議会		総会・研修 △					役員会・各部会 随時開催		研修 △				
権利擁護				パンフレット作成				市政だより特集					
	啓発活動（地域ケアネットワーク協議会等）												



## 新居浜市地域包括支援センターの人員体制

所 長	1
副所長	2
係 長	2
保健師	1
社会福祉士	4
主任介護支援専門員	1
介護支援専門員	13
看護師	1
事務職員	1
計	26名

※社会福祉士 1 名・介護支援専門員 10 名・事務職員 1 名が新予防給付専任職員として業務に従事。

## 地域密着型サービス等整備計画

事業種別	生活圏域	川西	川東	上部西	上部東
		北・南・西 中学校区	東・川東 中学校区	中萩・大生院 中学校区	泉川・船木・角野・別子 中学校区
平成20年度末	夜間対応型訪問介護				1ヶ所
	認知症対応型通所介護	1施設	1施設		1施設
	小規模多機能型居宅介護	1施設	1施設		2施設
	認知症対応型共同生活介護	6施設(98床)	4施設(54床)	4施設(66床)	2施設(36床)
平成21年度 増設計画	地域密着型介護老人福祉施設				
	認知症対応型共同生活介護	4施設(72床)			
	小規模多機能型居宅介護				
平成22年度 増設計画	地域密着型介護老人福祉施設	4施設(116床)			
	認知症対応型共同生活介護	4施設(72床)			
	小規模多機能型居宅介護	2施設			
平成23年度 増設計画	地域密着型介護老人福祉施設	2施設(58床)			
	認知症対応型共同生活介護	4施設(72床)			
	小規模多機能型居宅介護	2施設			
平成21～23年度 合計	地域密着型介護老人福祉施設	6施設(174床)			
	認知症対応型共同生活介護	12施設(216床)			
	小規模多機能型居宅介護	4施設			

※地域密着型介護老人福祉施設 1施設あたり定員29人3ユニットを基本とする

※認知症対応型共同生活介護 1施設あたり2ユニット18人を基本とする

## 委員名簿（五十音順）

（平成21年3月1日現在）

	所属団体名	氏名	備考
1	新居浜市社会福祉協議会	秋月 伸一	
2	愛媛県歯科医師会新居浜支部	浅井 仁	
3	愛媛県社会福祉士会	岩崎 裕子	
4	新居浜市老人クラブ連合会	沖 則文	
5	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	岸 治代	
6	新居浜市保健センター	近藤 珠美	
7	新居浜市連合自治会	坂上 公三	
8	新居浜市国民健康保険運営協議会	芝 孝子	
9	愛媛県看護協会	神野 純子	
10	新居浜市連合婦人会	続木 明美	
11	新居浜市訪問介護事業所連絡会	前田 由美	
12	愛媛県立医療技術大学	宮内 清子	
13	新居浜市医師会	山内 保生	
14	新居浜市民生児童委員協議会	山本 規子	

※現委員の任期：平成20年12月1日～平成23年11月30日

新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、新居浜市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの業務の法人への委託等に関する事。
- (3) センターの運営状況に関する事項
- (4) センターの職員の確保に関する事項
- (5) その他地域包括ケアに関する事項

(組織)

第3条 運営協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

## 新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

## (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置として、新居浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市において地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき並びに地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき、市長に意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

## (組織)

第3条 運営委員会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

## (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

## 介護予防支援(委託料)の状況

円

	H20年度		H21年度		小規模多機能型居宅介護事業所との連携評価加算
	プラン作成委託料	初回加算	プラン作成委託料	初回加算	
新居浜市	3,600	2,250	3,720	2,750	3,000

小規模多機能型居宅介護事業所との連携評価加算については、H21年度新規加算・・・300単位